

令和 8 年 9 月 7 日

令和 8 年登米市議会定例会 9 月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮 問 第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
諮 問 第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
諮 問 第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
同 意 第 30号	監査委員選任につき同意を求めることについて	8
報 告 第 18号	令和 7 年度登米市健全化判断比率の報告について	9
報 告 第 19号	令和 7 年度登米市資金不足比率の報告について	10
報 告 第 20号	登米市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	11
報 告 第 21号	登米市景観条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	13
報 告 第 22号	登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	15
報 告 第 23号	放棄した債権の報告について	17
報 告 第 24号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について	20
報 告 第 25号	株式会社いしこしの経営状況について	21
議 案 第 73号	令和 8 年度登米市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議 案 第 74号	令和 8 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 75号	令和 8 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 76号	令和 8 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 77号	令和 8 年度登米市水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 78号	令和 8 年度登米市病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議 案 第 79号	登米市ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例について	22
議 案 第 80号	登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	23
議 案 第 81号	財産の取得について	25

議案第82号	市道路線の廃止について	26
認定第1号	令和7年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について	27
認定第2号	令和7年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	28
認定第3号	令和7年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	29
認定第4号	令和7年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	30
認定第5号	令和7年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	31
認定第6号	令和7年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	32
認定第7号	令和7年度登米市水道事業会計決算認定について	33
認定第8号	令和7年度登米市下水道事業会計決算認定について	34
認定第9号	令和7年度登米市病院事業会計決算認定について	35
認定第10号	令和7年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について	36

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和8年9月7日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	高橋 いち子
住 所	登米市迫町

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和8年9月7日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	北條 敏夫
住 所	登米市登米町

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和8年9月7日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	須藤 浩
住 所	登米市津山町

同意第 30 号

監査委員選任につき同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年9月7日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	山内 清
住 所	登米市東和町

報告第 18 号

令和 7 年度登米市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく登米市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

(単位：％)

健全化判断比率	令和 7 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	1 1 . 9 4
連結実質赤字比率	—	1 6 . 9 4
実質公債費比率	7 . 1	2 5 . 0
将来負担比率	5 9 . 4	3 5 0 . 0

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、比率が算定されないため「—」を記載している。

報告第 19 号

令和 7 年度登米市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく登米市資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
病院事業会計	—
老人保健施設事業会計	—
宅地造成事業特別会計	—

備考

- 1 「資金不足比率」欄において資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 資金不足比率が20%以上の場合は、経営健全化基準に該当する。

報告第 20 号

登米市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例に係る 専決処分の報告について

令和 8 年 8 月 6 日、登米市認可地縁団体印鑑条例（平成17年登米市条例第12号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律67号）第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律67号）第180条第1項の規定により、登米市認可地縁団体印鑑条例（平成17年登米市条例第12号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和8年8月6日

登米市長 熊 谷 康 信

登米市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

登米市認可地縁団体印鑑条例（平成17年登米市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第19条第1項第1号」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条第1項中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

報告第 21 号

登米市景観条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和 8 年 7 月 24 日、登米市景観条例（平成 24 年登米市条例第 4 号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市景観条例（平成24年登米市条例第4号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和8年7月24日

登米市長 熊 谷 康 信

登米市景観条例の一部を改正する条例

登米市景観条例（平成24年登米市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

報告第 22 号

登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和 8 年 7 月 30 日、登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成 24 年登米市条例第 21 号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成24年登米市条例第21号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和8年7月30日

登米市長 熊 谷 康 信

登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成24年登米市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第2条第21項」を「第2条第22項」に、「同条第22項」を「同条第23項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月31日から施行する。

報告第 23 号

放棄した債権の報告について

登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）第15条第1項の規定に基づき、市の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月7日提出

登米市長 熊 谷 康 信

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和8年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	令和7年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
学校給食費	第2号該当 (免責)	2人	19件	81,300円	時効2年
	平成17年度	1人	7件	29,700円	合計人数のうち 実人数は1人
	平成18年度	1人	12件	51,600円	
合 計		2人	19件	81,300円	

債権放棄年月日：令和 8 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	令和 7 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
水道料金	第 2 号該当 (免責)	2 人	5 件	29,638円	民法の改正により、 令和元年度以前に 発生した債権は時 効 2 年、それ以降 に発生した債権は 時効 5 年 合計人数のうち 実人数は16人
	令和 4 年度	2 人	5 件	29,638円	
	第 3 号該当 (債権消滅)	19人	68件	459,089円	
	平成22年度	1 人	3 件	24,250円	
	平成24年度	2 人	7 件	143,680円	
	平成25年度	3 人	15件	75,900円	
	平成26年度	2 人	7 件	22,140円	
	平成27年度	2 人	9 件	18,144円	
	平成28年度	2 人	2 件	80,084円	
	平成29年度	1 人	3 件	39,908円	
	令和 2 年度	6 人	22件	54,983円	
合 計		21人	73件	488,727円	

債権放棄年月日：令和 8 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	令和 7 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
病院事業 使用料	第 2 号該当 (免責)	1 人	7 件	227,172円	時効 5 年 合計人数のうち 実人数は 2 人
	令和 4 年度	1 人	7 件	227,172円	
	第 5 号該当 (行方不明)	1 人	1 件	39,100円	
	令和 2 年度	1 人	1 件	39,100円	
合 計		2 人	8 件	266,272円	

債権放棄年月日：令和 7 年10月31日

債権の名称	債権放棄の事由	令和 7 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
医学生奨学金等貸付金	第 5 号該当 (行方不明)	2 人	9 件	12, 400, 000円	時効10年
	平成23年度	1 人	5 件	10, 000, 000円	合計人数のうち 実人数は 1 人
	平成24年度	1 人	4 件	2, 400, 000円	
合 計		2 人	9 件	12, 400, 000円	

報告第 24 号

公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人登米文化振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和8年9月7日提出

登米市長 熊 谷 康 信

報告第 25 号

株式会社いしこしの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社いしこしの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和8年9月7日提出

登米市長 熊 谷 康 信

議案第 79 号

登米市ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例について

登米市ふるさと応援寄附金条例（平成20年登米市条例第58号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例

登米市ふるさと応援寄附金条例（平成20年登米市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) やすらぐまちづくりに関する事業
- (2) にぎわうまちづくりに関する事業
- (3) つながるまちづくりに関する事業

第 4 条第 1 項中「で運用する事業を」を「に係る」に、「の中から、」を「を」に改め、「あらかじめ」の次に「1 つ」を加え、同条第 2 項中「寄附事業の中から」を「当該」に改め、同条第 3 項を削る。

第 5 条第 1 項中「第 3 条第 1 項の表(11)の項の登米市ふるさと応援基金」を「第 3 条第 1 項の表に規定する登米市ふるさと応援基金」に改め、同条第 2 項中「関わらず」を「かかわらず」に、「第 3 条」を「第 3 条第 1 項の表」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年12月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の登米市ふるさと応援寄附金条例第 2 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申出のあった寄附から適用し、施行日の前日までに申出のあった寄附については、なお従前の例による。

議案第 80 号

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例について

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成24年登米市条例第41号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成24年登米市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(5) 危険鳥獣等捕獲等業務手当

第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「840円」を「1,120円」に改め、同項第 4 号中「1,080円」を「1,440円」に、「2,160円」を「2,880円」に改める。

第 6 条第 2 項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

第 9 条を第10条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（危険鳥獣等捕獲等業務手当）

第 7 条 危険鳥獣等捕獲等業務手当は、職員が次に掲げる業務に現地において従事したときに支給する。

(1) 危険鳥獣等（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第 2 条第 6 項に規定する危険鳥獣その他規則で定める鳥獣をいう。）の搜索、追跡又は捕獲等（同条第 8 項に規定する捕獲等をいう。）に係る業務

(2) 緊急銃猟（鳥獣保護管理法第34条の 2 第 2 項に規定する緊急銃猟をいう。）の実施又はその実施の調整に係る業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号の業務 500円

(2) 前項第2号の業務 1,000円

- 3 同一の日において第1項第1号及び第2号の業務に従事した場合には、同項第1号の業務に係る手当は、支給しない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の登米市職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(手当の内払)

- 2 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。

議案第 81 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月7日提出

登米市長 熊 谷 康 信

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 公用自動車（E V軽貨物車）購入 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 23,628,324円 |
| 4 | 契約の相手方 | 宮城県登米市豊里町川前150番地102
株式会社 八木自動車
代表取締役 小野寺 聖 |

議案第 82 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年9月7日提出

登米市長 熊 谷 康 信

○廃止路線

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
12027	中江15号線	迫町佐沼字中江二丁目6番1地先 迫町佐沼字中江二丁目6番1地先	

認定第 1 号

令和 7 年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 7 年度登米市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

認定第 2 号

令和 7 年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 7 年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

認定第 3 号

令和 7 年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 7 年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

認定第4号

令和7年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月7日提出

登米市長 熊谷 康 信

認定第5号

令和7年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月7日提出

登米市長 熊谷 康 信

認定第6号

令和7年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月7日提出

登米市長 熊 谷 康 信

認定第7号

令和7年度登米市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度登米市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月7日提出

登米市長 熊 谷 康 信

認定第 8 号

令和 7 年度登米市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、令和 7 年度登米市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

認定第9号

令和7年度登米市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度登米市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月7日提出

登米市長 熊 谷 康 信

認定第 10 号

令和 7 年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、令和 7 年度登米市老人保健施設事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

